

練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例（骨子案）

現行		練馬区の考え方
第 1 条	<p>（目的）</p> <p>この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 34 条の 8 の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行うため、練馬区立学童クラブ(以下「学童クラブ」という。)の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、家庭において保育に欠ける<u>小学校低学年児童</u>の保育および指導を行い、もって児童の健全な育成を図ることを目的とする。</p>	<p>児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の改正により、学童クラブの対象者を、小学校全学年の児童とする。</p> <p>ただし、施設面の条件等が整備されている学童クラブから順次実施するものとする。</p>
第 4 条	<p>（対象児童）</p> <p>学童クラブに入会できる者は、練馬区内に住所を有する<u>小学校 1 年生から小学校 3 年生まで</u>（<u>心身に障害を有する児童については、小学校 1 年生から小学校 6 年生まで</u>）の保育に欠ける児童（学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 9 条の規定に基づき区域外就学について練馬区教育委員会の承認を受けた児童を含む。）で、練馬区規則（以下「規則」という。）で定めるものとする。</p>	